

平成 21 年度グローバル臨床研究拠点整備事業
グローバル臨床研究拠点評価会議 設置規程

(設置)

1. 平成 21 年度グローバル臨床研究拠点整備事業（以下、「本事業」という。）におけるグローバル臨床研究拠点を選定するため、グローバル臨床研究拠点評価会議（以下、「評価会議」という。）を設置する。評価会議は、研究開発振興課長が招集するものとし、招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議題を評価会議の構成員（以下、「構成員」という。）に通知するものとする。

(組織・構成員)

2. 評価会議は、研究開発振興課長が選任した専門家、有識者等第三者による構成員 5 人で組織し、構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(任期)

3. 構成員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(議長)

4. 評価会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。議長は、会務を総理し、評価会議を代表する。議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する構成員が、その職務を行う。

(構成員の留意事項)

5. (1) 構成員は、製薬業界と医療機器業界を代表する立場の者各 1 名、治験を指導する立場の者 1 名、臨床研究機関を代表する立場の者 2 名により組織する。
(2) 臨床研究機関を代表する立場の者は、本事業への応募申請を妨げないための配慮として、本事業の応募申請の締切後に研究開発振興課長が選任することとする。
(3) 構成員は、利害関係を有する臨床研究機関からの申請については、評点をつけることができない。

- (4) 構成員は、評価にあたって知り得た個人情報、臨床研究機関に関する情報、企業秘密や未発表の研究成果、未取得の知的財産権の状況について他に漏らしてはならない。

(会議)

6. 評価会議は非公開とする。

(評価会議の庶務)

7. 評価会議の庶務は、研究開発振興課において行う。

(雑則)

8. この規程に定めるもののほか、議事の手続きその他評価会議の運営に関し必要な事項は評価会議が定める。